

令和元年度 入札監視委員会(回議)議事概要

北関東防衛局

開催日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入札監視委員会定例会議を回議方式へ変更 (回議実施期間:令和2年3月10日から令和2年3月27日)
委員	岩谷 眞 (不動産鑑定士) 長内 温子 (公認会計士) 菊池 喜昭 (大学教授) 徳力 徹也 (大学教授) 三谷 和歌子 (弁護士)

I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 (北関東防衛局は令和元年10月1日～令和元年12月31日)
--------	---

審議対象件数	75 件
--------	------

1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数		7 件	審 議 概 要	【報告事項】 ・ 指名停止状況について ・ 契約状況について 【抽出案件】 ・ 建設工事、建設コンサルタント業務等 (1)～(2) 海上自衛隊 (3)～(7) 北関東防衛局
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)	0 件		
	一般競争(政府調達協定対象外)	5 件		
	随意契約	1 件		
建設コンサルタント業務等		1 件		

意見・質問	回答
-------	----

<p>【報告事項】</p> <p>○指名停止状況について [特になし] ○契約状況について [特になし]</p>	
--	--

<p>○委員からの意見・質問</p> <p>【抽出案件】</p> <p>○ 建設工事[一般競争入札](政府調達協定対象外) (1) 第3格納庫第2電気室等屋根その他補修 (海上自衛隊下総航空基地隊)</p>	
--	--

<p>○それに対する回答等</p> <p>・ 本件は工事内容から他者も入札に参加できると思われるが、1者応札となった理由は何か。</p> <p>・ 過去5年の審議実績をみると、相当数の業者の入札参加が確認できるが、今回は1者応札になってしまっている。(過去の参加者も含め)多くの業者にヒアリングを実施して、今回入札に参加しなかった理由を確認した方がよい。</p> <p>・ 「工事内容から敬遠されたのではないか」とのことだが、どのような内容により敬遠されたのか。</p> <p>・ 建具が汎用品ではなく、手配に時間がかかることから入札参加を見合わせたと考えられるとのことだが、こうした点に配慮して「入札日から履行期限」を設定できなかったのか。</p>	<p>・ 工事内容自体は落札者しか入札参加出来ないものではない。参加しなかった業者にヒアリングを行ったところ、「技術者を配置できない。」との理由であった。</p> <p>・ ご指摘の点については、見積もり依頼を断られた者や見積もり提出をしても応札しなかった者等、複数者にヒアリングを実施しているところである。参加しなかった(できなかった)理由については「建具製作に手間がかかる。」、「他の工事の予定があり、本件を受注できる状況でなかった。」、「他の工事を請け負ったため、技術者を配置できない。」との理由であった。</p> <p>・ 建具が汎用品ではなく、本件の仕様書に合わせて製作するため手配に時間がかかる。また、歩掛等では調達要求金額を算定できないため業者に見積もりを依頼するが、こうした建具が入っていると提出を断られるなど、敬遠されることが多い。</p> <p>・ ご指摘の点について、入札日から履行期限まで4か月程度あり、過密日程ではないと考えるが、入札日をもっと早めて履行期間をもっと確保すれば興味を示す業者が他にあったかもしれないと思う。</p>
---	--

○委員からの意見・質問

○それに対する回答等

○ 建設工事〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)
(2) 個別訓練講堂屋上防水補修 (海上自衛隊館山航空基地隊)

・ 本件も1者応札となっているが、工事内容から見ると他者も参加できると思われる。仕様書に何か特殊な内容が含まれているのか。

・ 過去の入札者等を含め、なぜ入札しなかったのか等、ヒアリングをしていないのであれば、今後の入札者の増加に向けて、きめ細かい対応をお願いする。

・ 貴意のとおり、他者も参加できる工事内容であり、仕様書に特殊な内容は含まれていない。参加申請者は2者いたところであるが、1者が応札を辞退したため、結果として1者応札となった。

・ ご指摘のとおり十分なヒアリングは出来ていなかった。今後は入札者の増加に向け、ヒアリングを含め、きめ細かな対応に努めていきたい。

○ 建設工事〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)
(3) 入間(元)洗機場新設等土木工事 (北関東防衛局調達部)

・ 独禁法違反により処分を受けた主要舗装会社(9社)に対する貴局からの指名停止措置等の影響により、参加資格を有する会社が一時的に少なくなり、「1者応札」になったのではないかとのことだが、指名停止措置を実施した時点で本件工事を施工可能な業者は何社ぐらいあったのか。また、参加可能な業者が複数あったとすれば「参加しなかった理由」はどの様なことが考えられるか。

・ 参加資格を有する会社が一時的に少なくなった時点で、何か特別な対応はできなかったのか。

・ 当局が指名停止措置を行った時点で、本件工事の参加要件を満たす会社は全国で3社程度存在していたものと考えている。なお、本工事の受注者以外の者が「参加しなかった理由」としては、本工事の概算金額が比較的少額の専門(舗装)工事であったためではないかと考えている。

・ 当局が指名停止措置を行った時点で、本件工事の参加申請書等の受付は締め切られており、対応は困難であった。

○ 建設工事〔随意契約〕
(4) 入間(元)病院新設建築追加工事 (北関東防衛局調達部)

・ 本件工事と追加工事を別々の工事(1期工事、2期工事等)として一般競争入札として発注することは出来なかったのか。

・ 本来一体工事とすべきところを予算の都合から分割したのであれば、実際には受けられるのは1者しかないのではないか。そのために縛りもきつくしてあるようだが、それでも随契ではなく、競争入札という形を一度とる必要があるのか。

・ 「前工事」の受注者以外の者から「後工事」の参加申込みがあり、審査した結果、「後工事」を実施するにふさわしい者であると判断された場合は、随意契約の取り扱いを取りやめとなっているが、本件のような病院新設追加工事という特別な環境条件下を含め、具体的にどのような審査を行うのか。

・ 病院新設の工事については完成ベースでの予算が確保出来ず、1期工事の範囲は主に基礎から3階躯体工事の一部で、2期工事は3階躯体工事の残り、ペントハウスの躯体工事及び仕上工事の一部、更に令和2年度に3期工事として仕上工事の残り部分の発注を予定しており、これらをもって一体の構造物として完成する工事となっている。そのため、2期工事を発注する際に「前工事に係る瑕疵担保責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること」を要件に付した上で参加を希望する企業があれば一般競争を行い、該当する企業がないときは前工事の受注者と随意契約を予定している旨の公募をしており、当該公募の結果、参加申込みをする企業がいなかったことから、随意契約としたものである。

・ 従前後工事の発注方法は、平成18年8月財務大臣通知「公共調達の適正化について(財計第2017号)」を踏まえ、本来は競争に付すことが不利な工事であっても一般競争入札としていたが、平成29年度以降、前工事と後工事に一体性が認められる工事に限り、あらかじめ公募により競争性がないことが確認された場合は随意契約を行うこととしている。

・ 参加申込者は、公示の参加申込みに必要な要件を満たすことを証明するための書類(前工事に係る瑕疵担保責任を含めた契約の成果を継承する旨を記載した書類やあらかじめ瑕疵担保責任の範囲を前工事請負業者と取り決めた協議書など)を提出、それらの書類を発注者が審査することとなる。

<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでこのようなケース(前工事の受注者以外の申込者)はあったのか。 ・ 本件のような案件では、第1期工事の入札の適正さがより重要になると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当局工事において、参加申込者があった事例はない。 ・ 貴意のとおりと思料する。
	<p>○ 建設工事[一般競争入札](政府調達協定対象外) (5) 入間(元)病院新設等通信工事 (北関東防衛局調達部)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再公告に際し、競争参加希望者から見積もりを取り、その妥当性を確認して積算価格に反映させているが、予定価格はどの様に算定されたのか。 ・ 再公告に際し、工夫をしたか。 ・ 当初公告に参加していた業者が、再公告時には参加していない理由は何か。 ・ 通信工事の受注状況は厳しいのか。 ・ 本件だけではなく、技術者不足の問題が深刻であると思っている。防衛省の各発注部署としては、工夫に苦慮する部分と承知しているが、可能な案件については発注時期の分散等の工夫をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は一般的な通信工事にナースコール等の設備を追加したもので要件は一般的であり、落札者以外も参加が十分に可能な事案であるため、入札参加要件が特に厳しいとの認識はなかった。しかし、当初公告不調後に申請しなかった他社にヒアリングを行ったところ、他工事の受注が決定した等、技術者を配置できなくなったなどの意見が多かったことから、再公告においては参加資格条件を緩和する等の措置をとった。 ・ 再公告に際し、不調となった要因を踏まえ、乖離のあった機器の価格算定の妥当性を確認するとともに、一部発注内容を変更するなどし、予定価格を算定している。 ・ 再公告の際には、電気通信業界などに対して広く再公告の周知を行った。 ・ 再公告した時期には技術者を配置できなくなったと聞いている。 ・ 業界にヒアリングを行った結果、今年度はオリンピック関連の工事などで技術者が不足している状況とのことであった。 ・ 貴意のとおり、可能な案件について発注時期の分散等に努めたい。 	
<p>○ 建設工事[一般競争入札](政府調達協定対象外) (6) 防医大(元)変電設備改修工事 (北関東防衛局調達部)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件も高額の案件と思うが、1者しか応札していない。入札参加の要件が厳しかったのではないか。 ・ 特段の高い技術力を必要としない一般的な電源機器等の改修工事であることを「周知する手段」はないものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院という運用中断が許されないエリアを含む改修工事であることから、多くの工事業者が慎重な判断をしたのではないかとと思われるが、工事内容は特段の高い技術力を必要としない一般的な電源機器等の改修であり、落札者以外も参加が十分に可能な案件であることから、入札参加要件が特に厳しいとの認識はない。 ・ 大まかな工事概要については、ホームページ等において公表を行っているところである。しかしながら、一般的な電源機器等の改修工事であるか否かの判断については、入札参加予定者が図面等をダウンロードし、自社の配置技術者等の技術力を踏まえ判断することになるものと思料する。 	

○ 建設コンサルタント等業務〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外) (7) 横田(元)構内外線設備補備設計 (北関東防衛局調達部)	
・ 本件は落札者しか応札していないが、補備設計とは難しい業務なのか。	・ 補備設計は「過去に設計された成果物について、様々な要因から修正等や見直しを実施するもの」であるが、本件の業務内容は一般的な高圧配電線路の設計であり、特に難しい業務ではない。
2.談合疑義案件の処理状況について 報告なし	
3.入札結果の事後的・統計的分析結果について(公正入札調査会議への報告内容の確認等)	
審議概要	・順位傾向、落札率・応札率、調査項目別の平均落札率等、低入札／不調事案の分析
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	特になし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし
4.再苦情処理(再説明請求回答)	該当案件なし

令和元年度 入札監視委員会議事概要

北関東防衛局

開催日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入札監視委員会定例会議を回議方式へ変更 (回議実施期間: 令和2年3月10日から令和2年3月27日)		
委員	岩谷 眞 (不動産鑑定士) 徳力 徹也 (大学教授)	長内 温子 (公認会計士) 三谷 和歌子 (弁護士)	菊池 喜昭 (大学教授)

II 契約実施機関が締結する契約(建設工事等を除く。)に関する審議

審議対象期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
審議対象件数	3,543 件

1.入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	7 件	審議概要	【抽出案件】 (1) 防衛研究所 (2)~(7) 海上自衛隊
一般競争	7 件		
随意契約	0 件		

意見・質問		回答	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【抽出案件】 ○ 一般競争入札 (1) 防衛研究所電算機システム増設用事務端末の整備 (防衛研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件は既設の防衛研究所電算機システムに事務端末を増設することだが、他者(落札者以外)が参加できるものなのか。また、落札者が優位な点があるのか。 年度末が納期となっているようだが、履行期間として短すぎるということはないか。そのことが理由で応札者が少なかったのではないか。 本件においてもOSは既に旧式化しており、今後の同種調達にはさらに他者の参加が難しくなるのではないか。 本件は、物品・ソフトウェアと作業が一体となった案件であるが、分割して発注することによって競争性が出てくるということはないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点については、旧式の事務端末やOSを在庫している者(他者)が存在する可能性があることや、システム設定書等を貸し出すことで必要な設定作業が行えることなどから、他者が参加できる余地があると考えている。落札者が優位な点については、落札者は既設システムの契約相手方であり、システムを熟知していることは、本件入札において優位であったと考えている。 履行期間については、事前の調査等により4週間と見込んでいたが、結果的に契約から納期まで6週間確保できたことから履行期間が短すぎたとは考えていない。 貴意のとおりではあるが、本件は市販品の調達であり、複数者による競争が完全に否定されたものとはいえないことから、今後の同種調達も競争的手続きを経る必要があると考えている。 本件は、物品・ソフトウェアと接続設定作業が一体の調達としている。分割して調達した場合、作業中に機器に不具合が生じた際の責任分界点が不明確になること等から対応が困難であると考えている。
	<p>○ 一般競争入札 (2) 航空券(往復) (海上自衛隊東京業務隊)</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空券の調達業務はもっと他者が参加できるものではないか。参加できなかった理由を何か把握しているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 貴意のとおり、多くの者が参加可能であり、他の同種業務においては複数者が参加している。過去の入札参加者等にヒアリングをしたところ「参加する意思はあったものの他に優先すべき案件があったため今回は参加することを断念した。」「当該案件の規模に対応できない。」等の回答があった。

○委員からの意見・質問

○それに対する回答等

・ 本件の場合、手配する航空券の枚数との関係から見て、もっと早めに契約するか、履行期間を延ばすなどの工夫は出来なかったのか。

・ 貴意のとおり、要求元とは常に早めの要求提出について協議していたが、海外大使館等との日程調整及び派遣人員の選定などに多くの時間を費やしてしまい(早めの要求提出は)なかなか困難な状況だったのが実情である。

○ 一般競争入札
(3) 操縦士に係る航空英語能力証明試験 (海上自衛隊東京業務隊)

・ 同一業者による継続落札となっているが、他の業者では出来ない案件なのか。他の業者では出来ない等の確認はとっているか。

・ 他に参加可能な業者は確認しており、参加検討を依頼したが、検討の結果、事務手続きが煩雑と判断したため、本案件の入札には参加しなかったとの回答を受けている。

・ 他者が参加しない理由として「事務手続きが煩雑と判断」とあったが、事務手続きのどの部分が負担と考えるか。また、改善の余地はあるのか。

・ 国との契約は提出書類が多く、誤字脱字にも細かい指摘が入り、契約までも時間を要する。その点が煩雑とされているが、規則上のものであり変えようがない状況である。なお、規則以外の改善として必要書類をインターネット上からダウンロードできるようにする等の工夫は実施している。

・ 適正な業務確保のために必要な事務手続きを簡略化できないと承知はしているが、今後の対応として、他者の入札参加が望まれるところであり、そのためには、事務手続きの簡略化を検討した方が良いと考える。

・ 貴意のとおり検討はしていきたい。

・ 今後についても、本件業務について、他者に参加(履行)出来る能力があることから、引き続き一般競争入札を採用されるという理解でよろしいか。

・ 貴意のとおり。

○ 一般競争入札
(4) 海図改補用複写紙 (海上自衛隊東京業務隊)

・ 本件の海図は特別な用紙を使用しているのか。でなければ落札者が強い要件が何かあるのか。

・ 特別な用紙ではないが、履行実施のためには、ある程度の業者規模(毎週、多くの艦艇へ安価に送付する態勢)が必要であるため、他者から敬遠されていると思慮する。

・ 業務履行実施可能な規模の業者が複数者いるとのことだが、参加していない理由が別にあるのではないか。

・ 他の業者も履行することは可能と思われるが、入札参加において落札者ほどの低価格での実施は出来ないと判断し、入札へ参加していないと思慮する。

・ コスト面で他者の参加が難しいようであるが、今後も複数者の参加のために、工夫の余地があるか検討はした方が良いと考える。

・ 貴意のとおり検討はしていきたい。

○ 一般競争入札
(5) 吸収冷凍機等点検整備 (海上自衛隊下総航空基地隊)

・ 当初公告においては3者応札となっているが、再公告においては1者応札となってしまっている理由を把握しているか。

・ 当初公告入札に参加したが再度公告入札に参加しなかった2者へのヒアリングによると、入札結果から最低入札額以下での応札は出来ないと考え、再度公告入札への参加を見送ったとの回答があった。

・ 当初公告における応札結果を見ると、落札者と他の2者との間には相当の入札価格差があるが、その理由は何か。

・ 毎年度請け負っている落札者は、業務内容を把握し、効率的に業務を進められることから、余計な人員、器材準備の必要もなく、応札額を抑えられる点が理由であると考えられる。

○委員からの意見・質問	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容は、同じ機械を毎年メンテナンスするという業務ということのようだが、他の業者が入りにくいということがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のように、技術的に他者が出来ない業務内容ではない。しかしながら、仕様書を見たが応札しなかった者へのヒアリングによると、人員不足を理由としている。すでに他の事業所の点検を請け負っている業者等は、実施時期が重複する可能性がある。そのため、スポットの点検・修理のような場合と比較して長期の配員計画が必要となることから、本件には入りにくいのかもしいと思料する。
	○ 一般競争入札 (6) 業務用車両の運行及び維持（海上自衛隊下総航空基地隊）	<ul style="list-style-type: none"> ・不落随契が継続している案件であるが、業者見積額と予定価格との間に相当の乖離が認められることから、落札者と落札できなかった業者の応札額との間にも乖離があるのではないか。このことから予定価格の見直しが必要ではないのか。
○それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・他者が参加できる業務と思われるが、落札者に優位性があるのか。 ・前回からの状況としては変化が見られないが、現状はどうか。（平成30年度第4回フォローアップ報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり他者が参加できる業務である。落札者に優位性があるとは思っていないが、あるとすれば毎年度請け負っていることで「業務内容を確実に把握している。」という点はあると思う。 ・ご指摘のとおり変わっていない状況となっており、何かよい改善策を模索していきたいと考えている。今後、予定価格の見直し等、業界として妥当と考えられる金額はどの程度なのか、引き続き情報を集め検討していきたい。
	○ 一般競争入札 (7) 業務用車両の運行及び維持（海上自衛隊館山航空基地隊）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・他者が参加できる業務と思われるが、落札者に優位性があるのか。 ・前回からの状況としては変化が見られないが、現状はどうか。（平成30年度第4回フォローアップ報告） ・前回より応札者数が増加したとのことだが、何か工夫はされたのか。（平成30年度第4回フォローアップ報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、他者が参加できる業務である。過去の実績は、ほとんど再公告となっているが、当初公告においてはいずれも複数業者が参加しており、優位性などはないと考える。 ・ご指摘のとおり、今回案件に変化は見られなかったが、現在は複数者応札されており、新規業者が落札している。 ・新規参入業者を確保するべく入札公告期間を十分にとることや、参入できる業者が外にいないか調べる等、積極的に申込みの誘引を行った。
	委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし
	2.談合情報案件の処理状況について	・該当案件なし
	3.再苦情処理	・該当案件なし